

名目役員に報酬を支給するとき

Q : 私の母は、当社の非常勤役員です。この母に報酬を出そうと思っていますが、どのようなことに注意したらいいですか？

A : 職務の内容、従事割合、役員としての経験年数、会社の業種、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案して支給金額を決めてください。

【解説】

法人税では、役員のことを、会社の取締役、監査役、理事、監事、清算人等、会社の経営に従事している者と規定しています。

したがって、会社が支給する金品が役員報酬として認められるためには、支給を受ける者が「会社の経営に従事」していなければなりません。名目だけの役員に支給する役員報酬は、税務上の役員報酬とはならず、その支給が、単に特定の役員の給与所得の分散を図るものであると認められるものであれば、その支給は、その役員に対して支払われた報酬として認定されることとなります。

また、非常勤役員として経営に従事しているということであれば、その職務の内容、職務の従事割合、役員としての経験年数、会社の業種・規模・所在地、会社の収益の状況、使用人に対する給料の支給状況、同種同規模法人の役員報酬の支給状況等を総合的に勘案してその報酬額が適正かどうか判断され、適正と認められる金額であれば損金の額に算入されますので、支給額を決める場合には、これらの点を考慮して決めなければなりません。

